

森林環境保全整備事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業（小田深山55外保育間伐【活用途】・保護伐・植付外2）翌債	スギ 外材	生産資材等内訳書及び事業内訳書のとおり	m ³ 2,600	—	請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也)	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林55林班に小班外3	山元 最終

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。
請負予定金額欄の（ ）部分は、請負者が課税事業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 年 月 日

3 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払	月 1 回 以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与品

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- (1) 請負者は、森林作業道により素材の搬出作業を行う場合は、請負者の責において適宜、当該森林作業道の水切り処理を行い、異常気象等による森林作業道及び林地における被害の未然防止に努めなければならない。
- (2) 請負者は、林道端、流出のおそれのある箇所、法令で制限される箇所等に集積された末木、枝条等の処理にあつては、山元へ逆送する等して、事業実行上、支障のない場所へ移動しなければならない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書並びに令和 年 月 日に交付した 国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 愛媛県松山市朝美二丁目6番32号
分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口正浩 印

請負者 住所
氏名
印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合

請負者 共同事業体
代表者 住所
氏名
印

構成員 住所
氏名

生産資材等内訳書

<伐倒対象資材：立木>

林小班	林齢	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	立木材積 (m ³)	立木単材積 (m ³)	本数伐採率 (%)	備考
55に	74	スギ	2.10	1,282	1,195.91	0.93	100	保護伐
		ヒノキ	0.15	177	88.46	0.50	100	
		その他	0.02	8	9.82	1.23	100	
		計	2.27	1,467	1,294.19			
58へ	55	スギ	2.53	1,076	480.71	0.45	34	保育間伐【活用型】
		計	2.53	1,076	480.71			
58ち	55	スギ	5.44	2,312	1,033.60	0.45	34	保育間伐【活用型】
		計	10.08	3,528	1,398.60	0.40	34	
58か	42	スギ	0.40	180	58.60	0.33	34	保育間伐【活用型】
		計	0.40	180	58.60			
合計		スギ	10.07	4,670	2,710.22			
		ヒノキ	10.63	3,885	1,545.66			
		その他	0.02	8	9.82			
		計	20.72	8,563	4,265.70			

<集材対象資材：立木（請負予定数量：素材）>

林小班	林齢	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	立木材積 (m ³)	請負 予定数量 (m ³)	備考
55に	74	スギ	2.10	1,282	1,195.91	750	胸高直径12cm上
		ヒノキ	0.15	177	88.46	55	
		その他	0.02	8	9.82	5	
		計	2.27	1,467	1,294.19	810	
58へ	55	スギ	2.53	1,013	478.18	290	胸高直径12cm上
		計	2.53	1,013	478.18	290	
58ち	55	スギ	5.44	2,176	1,028.16	620	胸高直径12cm上
		計	10.08	3,528	1,398.60	840	
58か	42	スギ	15.52	5,704	2,426.76	1,460	胸高直径12cm上
		計	0.40	180	58.60	40	
合計		スギ	10.07	4,471	2,702.25	1,660	
		ヒノキ	10.63	3,885	1,545.66	935	
		その他	0.02	8	9.82	5	
		計	20.72	8,364	4,257.73	2,600	

作業工程等内訳書

作業工程等		単位	作業工程等別数量	作業方式	備 考
林 内 作 業	全木伐倒	m ³	4,266	人機併用	数量は、立木材積 ※小数以下は四捨五入
	集造材	m ³	2,600	機械使用	数量は、請負予定数量
	山元巻立	m ³	200		
	施設等維持修繕 (0.45 m ³)	h	490		
	枝条等集積A式	式	1		
林 外 作 業	山元・最終積込	m ³	2,400		山元積込・最終積込の計
	トラック運材1	m ³	1,000	10tトラック	平均運材距離 41.2 km 【久万土場】
	トラック運材2	m ³	400	10tトラック	平均運材距離 39.3 km 【愛媛県上浮穴郡久万高原町の民間市場】

※平均運材距離は、片道の距離である。

(生産完了検査場所別数量内訳)

生産完了検査場所	単位	生産完了検査場所別 請負予定数量	生産完了地点	備 考 (販売方法)
山元	m ³	200	山元	一般競争入札等
最終	m ³	1,000	山元	産物販売委託
最終	m ³	1,400	最終	製品システム販売
合 計		2,600		

※各生産完了検査場所別請負予定数量は、発注者の指示により変動することがある。

特記仕様書

- 1 発注者は、事業の完了に当たって、設計図書及び四国森林管理局が定める製品生産事業請負監督・検査要領の検査基準に適合していると認めるときは、合格と判定する。
- 2 請負者は、提出した技術提案書（別紙）の評価項目事項を確実に履行しなければならない。

なお、発注者は、請負者の責めに帰すべき事由により技術提案に不履行があると認めるときは、請負金額の減額又は損害賠償請求を行うことがあるほか、技術提案の履行状況が評価した水準に満たないと認めるときは、請負事業成績評定の採点において評価項目ごとに3点を減ずるものとする。
- 3 請負者は、枝条等集積Aに係る作業として、監督職員の指示に従い、グラップル等により枝条等を伐採区域に隣接する保残区域や近接する林小班等に集積して、植栽面積の確保や林地崩壊の未然防止を図らなければならない。発注者は、森林作業道での造材により発生した枝条等が、監督職員の指示に従い、安定した状態にして集積されたことの確認をもって合格と判定する。
- 4 請負者は、発注者が国有林材の供給調整を行う必要があると認めるときは、国有林材の供給の時期及び数量の調整に関して、可能な範囲で発注者に協力するよう努めるものとする。

特記仕様書

(生物多様性保全関連 (保持林業))

- 1 標識テープにより明示している立木は、保残対象木であり、伐倒せずに保残すること。
- 2 広葉樹及び造林木以外の針葉樹のうち、胸高直径16cm以上の立木にあつては、標識テープによる明示の有無に関わらず、保残対象木として伐倒せずに保残すること。
- 3 本仕様書 1、2の規定にかかわらず、事業の実行上、安全を確保する必要等があると認められるときは、監督職員の承諾を得た上で、保残対象木を伐倒することができるものとする。
- 4 保残対象木の樹冠下は造林除地とする。

一括発注及び混合契約の場合の造林作業特記仕様書

○末木枝条の処理

末木枝条の取扱いについて、混合契約においては「立木入札案内書の特約事項（作業上の留意事項）の第6（末木枝条等の処理）」により処理を実施し、一括発注においては「請負契約書の特約事項」により処理を行うこととするが、その具体的な処理方法については事業実施前に監督職員及び森林官と事業主または現場代理人との間で指示承諾書を取り交わすこと。

○事業地面積の確定

搬出方法について車両系搬出作業による場合、森林作業道の線形が実行段階でないと確定しない状況から、地拵え面積及び植付け面積等が確定されていない。このことから、当初契約時は概算による面積とし、搬出完了後に面積を確定し変更契約を実施することとする。

材料仕様書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
単木保護具	-	セット	3,195	セット内訳下記6のとおり
スギ コンテナ苗	苗齢2以上 苗長35cm以上 根元径4.0mm以上	本	3,195	花粉の少ないスギ苗木 (無花粉、少花粉、低花粉及び特定苗木)

3. 請負者は、2.を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用すること。

4. 請負者は、上記2の苗木について、花粉の少ない苗木(特定母樹等)を使用すること。
なお、「生産事業者表示票」または、「配布事業者表示票」を保管し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

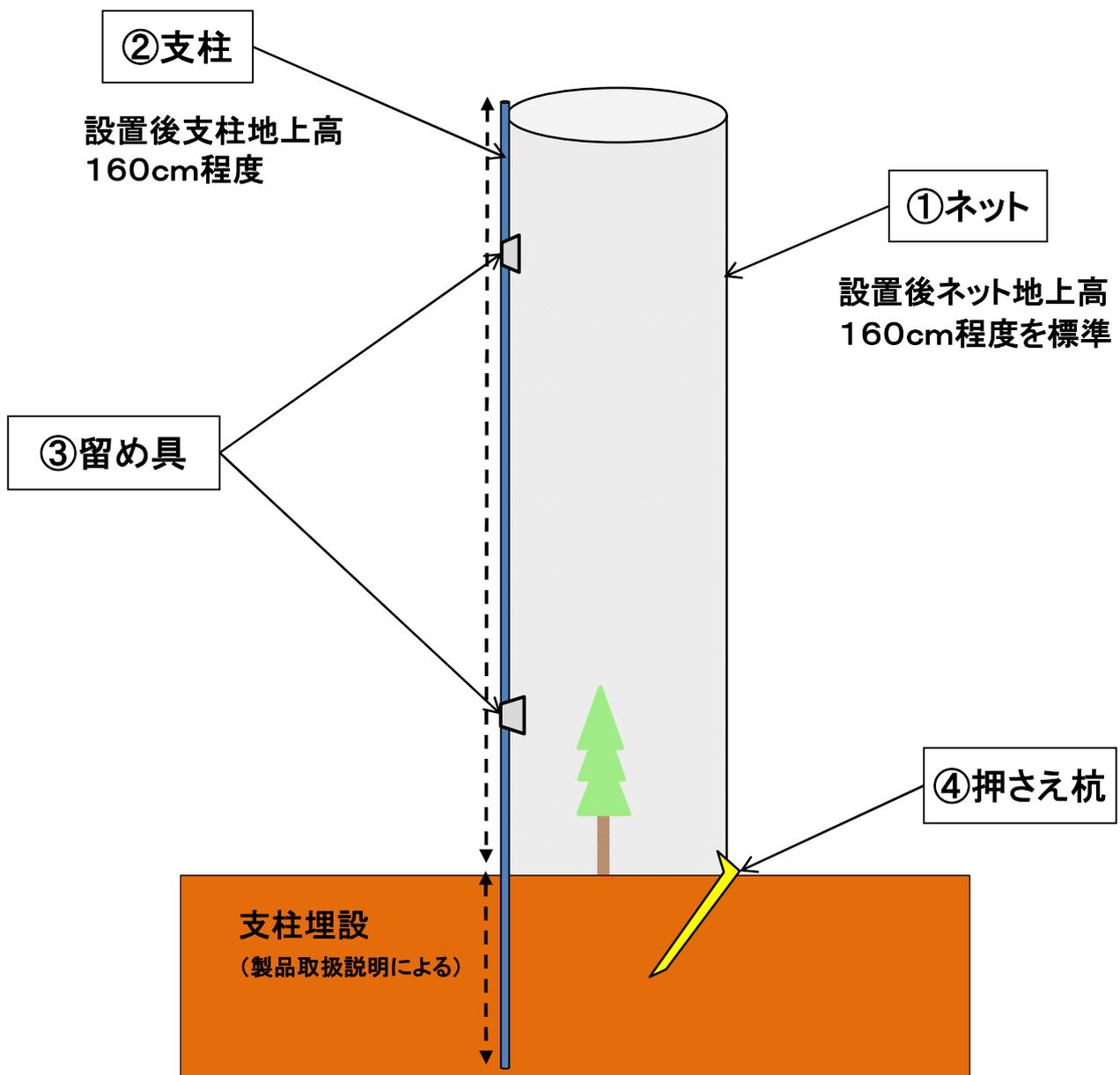
6. 単木保護具のセット内容は下記を基本とする。

部材名	品質・規格	数量	
① ネット	設置仕様書を満たす寸法以上(5年以上の機能維持能力がある製品、またはその実績がある製品)	1	枚
② 支柱	ネット設置に適した長さや強度を有するもの	1	式
③ 留め具	支柱とネットを固定する金具等	1	式
④ 押さえ杭	適した長さや強度を有するもの	1	式

7. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。
上記6.について、同等品(品質・規格が同等以上)を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

単木保護具設置仕様書（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.50m

筋置幅 1.50m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請—13)

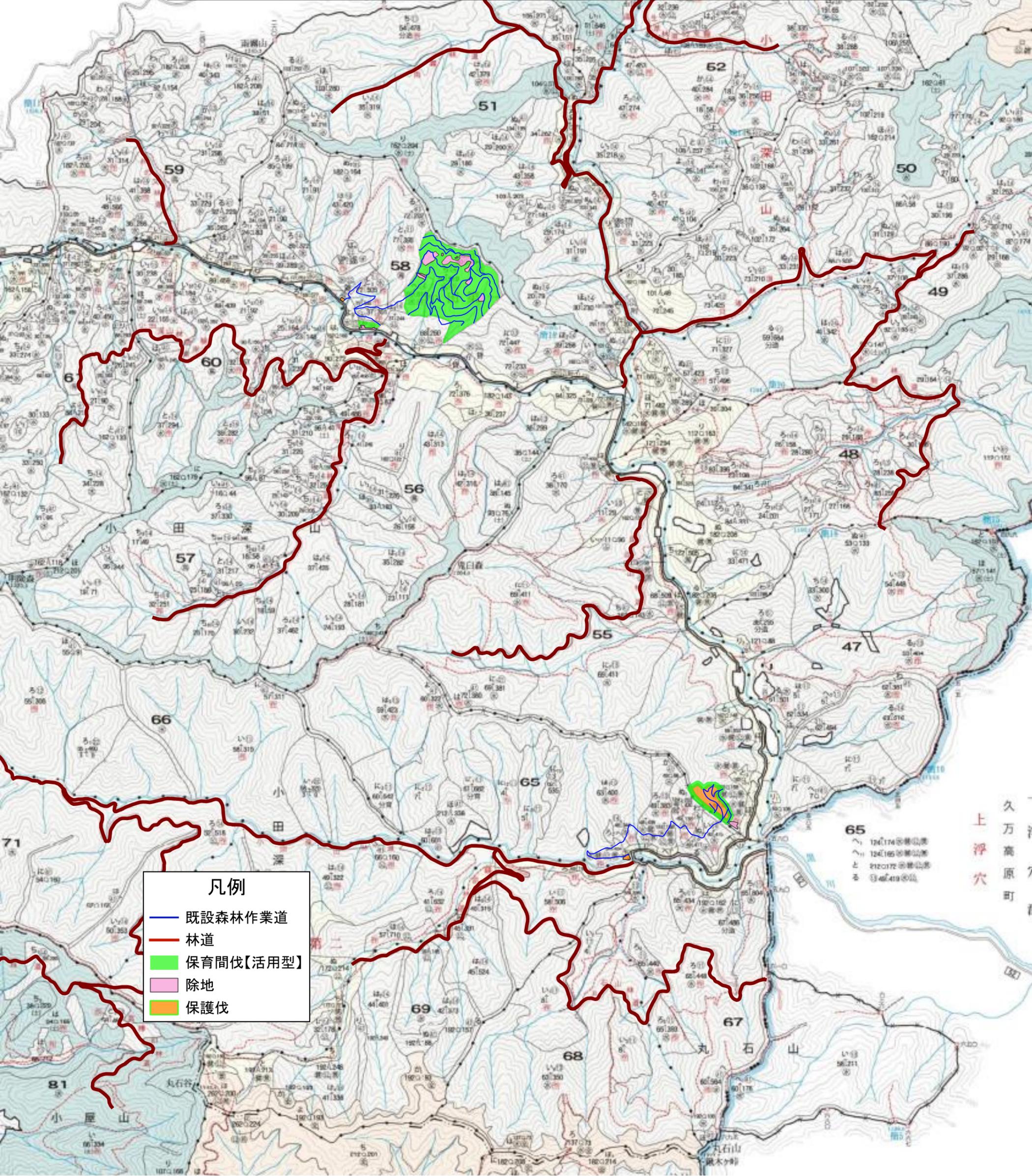
植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 1,500本
 - (2) 列間距離 2.00m 苗間距離 3.40m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。



令和7年度森林環境保全整備事業(小田深山55外保育間伐【活用型】・保護伐・植付外2)翌債
位置図(S = 1 / 20000)
小田深山55に林小班外3



- 凡例
-  既設森林作業道
 -  林道
 -  保育間伐【活用型】
 -  除地
 -  保護伐

久万高原町
上浮穴

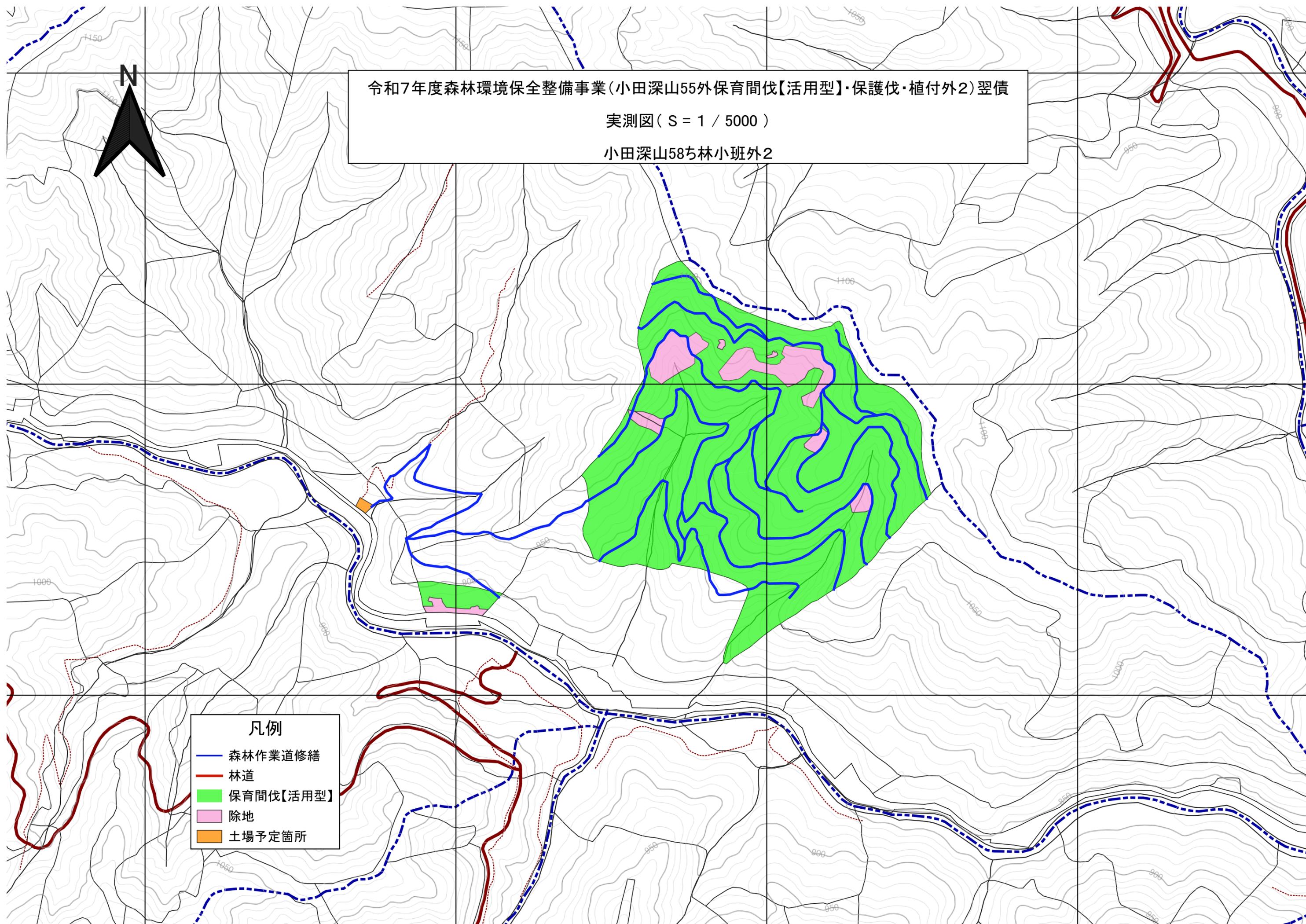
令和7年度森林環境保全整備事業(小田深山55外保育間伐【活用型】・保護伐・植付外2)翌債

実測図(S = 1 / 5000)

小田深山58方林小班外2



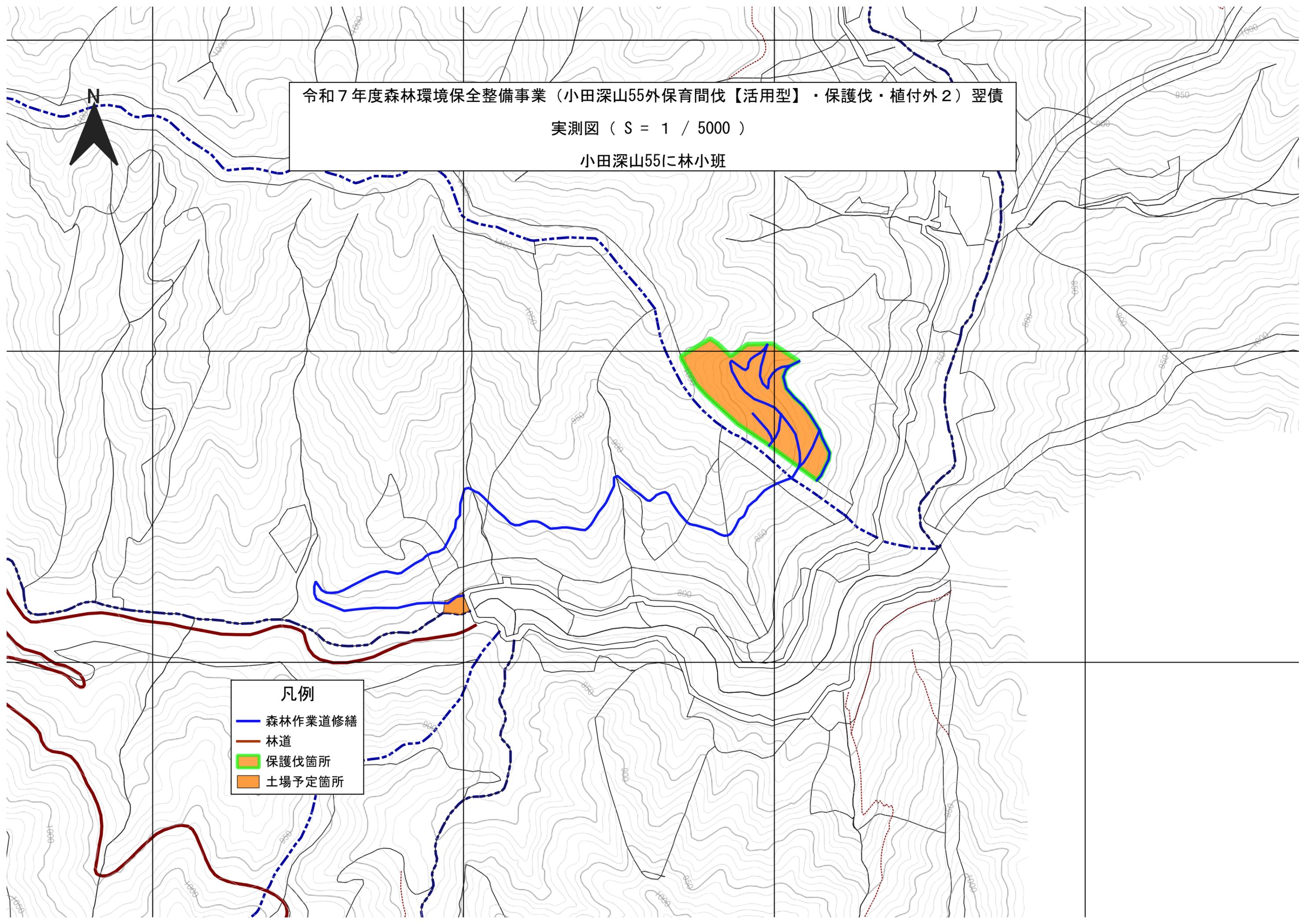
- 凡例
- 森林作業道修繕
 - 林道
 - 保育間伐【活用型】
 - 除地
 - 土場予定箇所



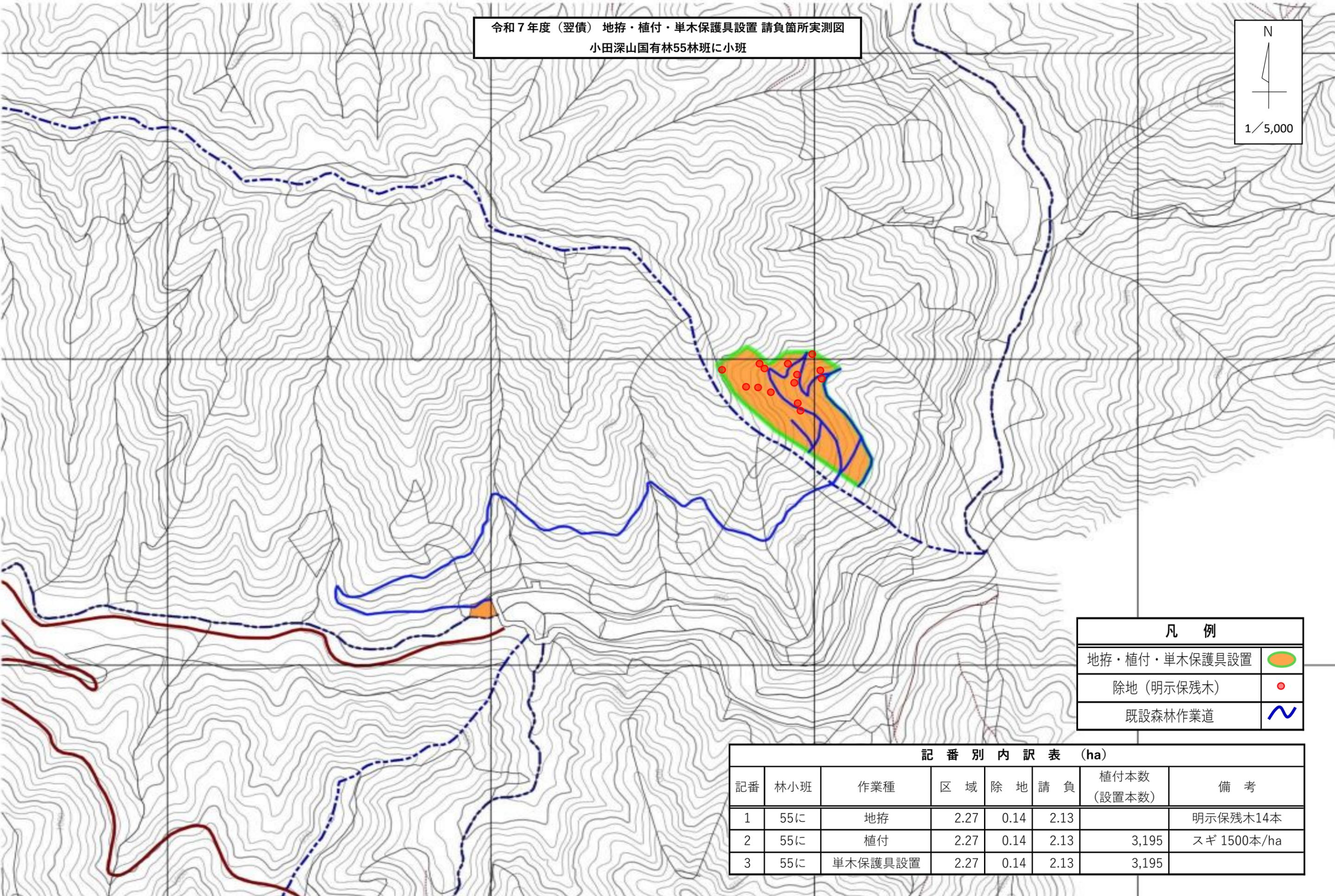
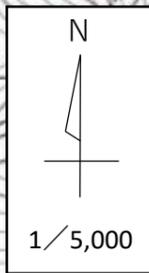
令和7年度森林環境保全整備事業（小田深山55外保育間伐【活用型】・保護伐・植付外2）翌債
実測図（S = 1 / 5000）
小田深山55に林小班



- 凡例
- 森林作業道修繕
 - 林道
 - 保護伐箇所
 - 土場予定箇所



令和7年度（翌債）地拵・植付・単木保護具設置 請負箇所実測図
 小田深山国有林55林班に小班



凡 例	
地拵・植付・単木保護具設置	
除地（明示保残木）	
既設森林作業道	

記 番 別 内 訳 表 (ha)							
記番	林小班	作業種	区 域	除 地	請 負	植付本数 (設置本数)	備 考
1	55に	地拵	2.27	0.14	2.13		明示保残木14本
2	55に	植付	2.27	0.14	2.13	3,195	スギ 1500本/ha
3	55に	単木保護具設置	2.27	0.14	2.13	3,195	